利活用対象財産：個別資産利活用方針まとめ(H30決定)

【土地のみ】

地域	No.	財産名称	所在地	個別資産利活用方針 １資産利活用の方向性	２当該方向性の理由	３資産活用の具体的手法	４具体的スケジュール
今市地域	01	旧今市消防団第5分団第1部詰所跡地	日光市小林２７９０番地	財産処分**（売却）**	道路に面しており、売却に適した財産である。	一般競争入札	土地境界（境界確認、地籍測量、登記）は確定済み。 未利用財産（仮称）の公表により、民間からのニーズがあってから、土地鑑定等を実施し、公売手続きを進める。

【土地・建物】

地域	No.	財産名称	所在地	個別資産利活用方針 １資産利活用の方向性	２当該方向性の理由	３資産活用の具体的手法	４具体的スケジュール
今市地域	02	旧小倉町分庁舎	日光市中央町１５－４	財産処分**（土地・建物含めて売却）**	JR今市駅前の利便性の良い売却に適した財産である。	一般競争入札	土地境界（境界確認、地籍測量、登記）は確定済み。 未利用財産（仮称）の公表により、民間からのニーズがあってから、土地鑑定等を実施し、公売手続きを進める。
	03	旧落合支所	日光市文挟町４１８番地３	市有財産として保有	当該敷地の進入口に消防分団の詰所があることから、利活用提案書にあるように分団車両の手入れ場所及び団員駐車場として消防本部が管理することが妥当である。	消防本部総務課に所管替えし、市有財産として適正な維持管理を行う。 （利活用提案書にあるような財産の一部分のみを切り離して管理することは望ましくないことから、当該財産の全てを消防にて管理する）	所管替えの決裁
日光地域	04	小倉山森林公園テニスコート	日光市所野2848番地	財産処分**（売却）**	周辺に住宅地があり、売却に適した財産である。	一般競争入札	条例の一部改正、普通財産への移行手続きを進める。 フェンス撤去、クレーコート撤去。 土地境界（境界確認、地籍測量、登記）確定作業。 未利用財産（仮称）の公表により、民間からのニーズがあってから、フェンス等の撤去作業、土地鑑定等を実施し、公売手続きを進める。
	05	清滝保育園	日光市清滝2-9-37	市有財産として保有	当該施設は、清滝小学校の敷地と隣接しており、今後の学校施設の方向性と一体で検討すべき財産である。	建物閉鎖。普通財産移管。 適正な維持管理を行う。 解体については、清滝小学校の動向と合わせ時期を調整する。	H31.４月の廃園時期と合わせ、条例の一部改正、普通財産への移行手続きを進める。

				個別資産利活用方針			
地域	No.	財産名称	所在地	１資産利活用の方向性	２当該方向性の理由	３資産活用の具体的手法	４具体的スケジュール
藤原地域	06	藤原プール	日光市鬼怒川温泉７８５番地	条例廃止後、市有財産として保有。	建築物自体がプール利用としてしか供せないことから、条例廃止し、解体することが望ましい。藤原中学校が隣接していることから、安全面を考慮し、早急に建築物を解体した上で、市が保有しておく必要がある。	今年度中に条例廃止、普通財産移管。	条例廃止、普通財産への移行手続きを進める。 次年度以降の建築物解体予算等の計上
	07	川治プール	日光市川治温泉川治２４５番地	条例廃止後、市有財産として保有。	建築物自体がプール利用としてしか供せないことから、条例を廃止し、解体することが望ましい。 土地については、民間への売却が見込めない場所であることから、引き続き市有財産として保有する。建物については、将来的に解体するものとするが、解体後の跡地活用計画はなく、安全面からは、解体の緊急性が低いことから、解体時期については、他の解体施設と調整して判断するものとする。	今年度中に条例廃止。普通財産移管。解体時期が調整されるまで、適正な維持管理を行う。	条例廃止、普通財産への移行手続きを進める。 建築物解体予算等の計上については、今後、解体方針に基づき時期を見て調整。
	08	藤原保育園	日光市藤原４１９番地	市有財産として保有 （建物は解体処分）	当該施設は、藤原地区集会所と隣接していることから、売却等に適しない財産である。安全面を考慮し、早急に建築物を解体した上で、市が保有しておく必要がある。	条例の一部改正、普通財産移管。 適正な維持管理を行う。 建物の状態から、速やかに解体する。	条例の一部改正、普通財産への移行手続きを進める。 建築物解体予算等の計上
	09	鬼怒川保育園	日光市鬼怒川温泉大原９８８－２	財産処分**（建物解体し、土地売却）**	建物は老朽化・劣化が著しいことから、速やかに解体した上で、土地については、周辺に住宅地があることから、売却に適した財産である。	条例の一部改正、普通財産移管。 建物を速やかに解体し、一般競争入札。	条例の一部改正、普通財産への移行手続きを進める。 建築物解体予算等の計上 土地境界（境界確認、地籍測量、登記）確定作業。 未利用財産（仮称）の公表により、民間からのニーズがあってから、土地鑑定等を実施し、公売手続きを進める。
	10	下原保育園	日光市鬼怒川温泉大原２番地	H31.3月の施設廃止をもって、財産処分 **（建物解体し、土地売却）**	建物は老朽化・劣化が著しいことから、速やかに解体した上で、周辺に住宅地があり、駅も近いことから、土地については売却に適した財産である。	H31の閉園後、条例の一部改正、普通財産移管。 建物を速やかに解体し。一般競争入札。	来年条例の一部改正、普通財産への移行手続きを進める。 H31年度の建築物解体予算等の計上 土地境界（境界確認、地籍測量、登記）確定作業。 未利用財産（仮称）の公表により、民間からのニーズがあってから、土地鑑定等を実施し、公売手続きを進める。

				個別資産利活用方針			
地域	No.	財産名称	所在地	１資産利活用の方向性	２当該方向性の理由	３資産活用の具体的手法	４具体的スケジュール
藤原地域	11	高徳保育園	日光市高徳569	H31.3月の施設廃止をもって、財産処分**（建物解体し、一部民有借地返還、一部市有地土地売却）**	建物は老朽化・劣化が著しいことから、速やかに解体した上で、民間借地部分は返還、市有地については売却を見込める財産である。	H31の閉園後、条例の一部改正、普通財産移管。 建物を速やかに解体し。民間借地部分は返還、市有地については一般競争入札。	来年条例の一部改正、普通財産への移行手続きを進める。 H31年度の建築物解体予算等の計上 土地境界（境界確認、地籍測量、登記）確定作業。 民間からのニーズが見込めることから、土地鑑定等を実施し、公売手続きを進める。
	12	三依教職員住宅1号及び2号	日光市中三依８１５番地（1号） 日光市中三依６８６番地（2号）	市有財産として保有。 （建物については、時期を調整して解体）	建物については、築後40年以上経過し、未耐震であること、既に使用しない期間が長期間に至っていることから解体することが望ましい。 土地については、民間への売却が見込めない地域であることから、引き続き市有財産として保有する。建物については、将来的に解体するものとするが、解体後の跡地活用計画はなく、安全面からは、解体の緊急性が低いことから、解体時期については、他の解体施設と調整して判断するものとする。	条例廃止、普通財産移管。 解体時期が調整されるまで、適正な維持管理を行う。	土地境界（境界確認、地籍測量、登記）は未確認。 H31.４月建物閉鎖。普通財産移管。 適正な維持管理を行う。
足尾地域	13	足尾教職員住宅	日光市足尾町渡良瀬2148番地の２	財産処分**（土地・建物含めて譲渡）**	以前譲渡要望のあった先への意向確認を行い、建物解体費用等と鑑定額等を相殺した上で譲渡等を検討すべき財産である。	譲渡	土地境界（境界確認、地籍測量、登記）は未確認。 民間事業者の意向確認後、土地・建物鑑定等必要な手続きを進める。
栗山地域	14	黒部教職員住宅	日光市黒部２１４番地	財産処分**（土地・建物含めて売却）**	築後24年で建物の状態は良好であることから売却の対象となりうる財産である。	一般競争入札	土地境界（境界確認、地籍測量、登記）は未確認。 未利用財産（仮称）の公表により、民間からのニーズがあってから、土地鑑定等を実施し、公売手続きを進める。
足尾地域	15	旧足尾児童館	日光市足尾町赤倉字下ノ原1287番4	財産処分**（建物解体し、土地売却）**	当該建物は、特定非営利活動法人に無償貸与していたが、平成30年6月に発生した火災によって、建物の一部が焼失したことから、建物の利活用は困難。更地にした後の土地については、売却対象財産として、公表することが望ましい。	建物の状態から、速やかに解体する。	土地境界（境界確認、地籍測量、登記）は未確認。 未利用財産の公表により、民間からのニーズがあってから、土地鑑定等を実施し、公売手続きを進める。
	16	旧足尾庁舎	日光市足尾町松原1番19号	市有財産として保有 建物については、行政目的としては使用せず、時期を調整して解体する。	建物については、老朽化が著しく、土地自体が土砂災害警戒区域であることから、公共的利活用は適さず、解体することが望ましい。 前述のように、土砂災害警戒区域であり、売却対象としては、あまり相応しくないことから、引き続き市有財産として保有する。建物については、将来的に解体するものとするが、解体後の跡地活用計画（駐車場整備）の必要性等を精査した上で、解体時期については、他の解体施設と調整して判断する必要がある。	普通財産移管。 適正な維持管理を行う。	普通財産への移行手続きを進める。
	17	旧足尾分署	日光市足尾町松原1番19号	市有財産として保有 建物については、行政目的としては使用せず、時期を調整して解体する。 解体等については、旧足尾庁舎と一体で調整する。	建物については、老朽化が著しく、土地自体が土砂災害警戒区域であることから、公共的利活用は適さず、解体することが望ましい。 前述のように、土砂災害警戒区域であり、売却対象としては、あまり相応しくないことから、引き続き市有財産として保有する。建物については、将来的に解体するものとするが、解体後の跡地活用計画（駐車場整備）の必要性等を精査した上で、解体時期については、他の解体施設と調整して判断する必要がある。	普通財産移管。 適正な維持管理を行う。	普通財産への移行手続きを進める。